



# 広島県報

定期  
第15号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

昭和四十八年広島県告示第七十一号 (騒音の規制に関する定め) の一部を改正する告示	(環境対策室)	一
昭和五十三年広島県告示第五十八号 (振動の規制に関する定め) の一部を改正する告示	"	一
昭和四十七年広島県告示第五十八号 (動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定) の一部を改正する告示	(一般廃棄物対策室)	一
生活保護法の規定による医療機関の指定	(福祉指導室)	二
生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	"	二
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	"	二
保安林予定森林にする旨の通知 (四件)	(治山室)	二
公共測量の実施	(土木建築総務室)	三
道路の区域変更	(道路保全室)	四
道路の供用開始	"	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防室)	四
昭和五十五年広島県告示第六百二十八号 (宮島公園の設置) の一部を改正する告示	(都市総務室)	六
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (三件)	(県法規登載)	六
広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示	(都市整備室)	六
都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写し (三件)	(都市企画室)	七
換地処分 (市町村)	(広島地域事務所)	七
土地改良区の役員の就任及び退任	(尾三地域事務所)	七

## 告

## 示

### 教育委員会教育長告示

耕三寺博物館に係る博物館登録原簿の登録の変更

八

### 人事委員会規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

八

(県法規登載)

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

九

### 広島県告示第七十四号

昭和四十八年広島県告示第七十一号 (騒音の規制に関する定め) の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

別表第一 深安郡の部を削る。

別表第二 福山市の部第二種区域の項中「全域」の下に「及び神辺町の地域」を加え、同部第三種区域の項中「及び沼隈町」を「沼隈町」に改め、「字九田の地域に限る。」の下に「及び神辺町」を加え、同表備考中「平成十七年二月一日」を「平成十八年三月一日」に改める。

### 広島県告示第七十五号

昭和五十三年広島県告示第五十八号 (振動の規制に関する定め) の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

別表中「同郡北広島町及び深安郡神辺町」を「及び同郡北広島町」に改める。

### 広島県告示第七十六号

昭和四十七年広島県告示第五十八号 (動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定) の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月二十七日  
 深安郡の項を削る。  
 広島県知事 藤田雄山

広島県告示第七十七号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。  
 平成十八年二月二十七日

名称	所在地	指定年月日
あさだ内科	三原市宮浦五丁目一六二二三	平成一八・二・一
にしがき脳神経外科医院	尾道市新浜一丁目九二二七	平成一八・二・二
村瀬整形外科クリニック	東広島市黒瀬町榎原七八八	平成一八・二・一
岡田歯科医院	呉市中通二丁目一二二	平成一八・二・一
関西薬局 宮浦店	三原市宮浦五一六一〇	平成一八・二・一
日本調剤 殿賀薬局	山県郡安芸太田町下殿河内七二〇	平成一八・二・一

広島県告示第七十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。  
 平成十八年二月二十七日

名称	所在地	変更年月日
新 シミス歯科・矯正歯科医院	廿日市市串戸三丁目二二	平成一七・二・二一
旧 シミス歯科医院	同上	同上

広島県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。  
 平成十八年二月二十七日  
 広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 柏原会	東広島市黒瀬町榎原七八八	平成一八・一・三一
村瀬整形外科クリニック	同上	平成一八・一・三一
岡田歯科医院	呉市中通二丁目一二二	平成一八・一・三一
ノブソウ薬局	尾道市栗原町九七六〇三	平成一七・二・三〇
ハーテイ薬局 三次店	三次市南畑敷町一七三六	平成一七・二・三一
（有）エヌ・イー・ピースみれ薬局	安芸高田市吉田町吉田三六五九	平成一七・二・三一

広島県告示第八十号  
 次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。  
 平成十八年二月二十七日

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 三次市布野町横谷字室三五一の一、三五五の一、三五七の一、三五八の一、三五九
- 二 指定の目的  
 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第百八十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市布野町横谷字吸谷八六の一、甲八六の二、甲八六の四、乙九〇、九〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第百八十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町比和字定清平四三二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字定清平四三二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第百八十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市西河内町字大平山八二、一一四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平山八二・一一四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第百八十四号

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(一級基準点測量平均計画図作成、三級基準点測量平均計画図作成)

- 二 作業期間  
平成十八年二月六日から平成十八年三月十五日まで
- 三 作業地域  
広島市佐伯区湯来町及び同市安佐北区安佐町の一級河川太田川区域

広島県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年三月十三日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年二月二十七日

道路の種類 県道  
路線名 百谷新市線  
道路の区域  
広島県知事 藤田雄山

区 間	別 新 旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字服部永谷八〇九番二地先から 福山市駅家町大字服部永谷八一四番二地先まで	六・八〇〇〇〇〇七	四・四〇〇〇九	二二九・〇〇	一八二・〇〇	ダブルウェイ

広島県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年三月十三日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道百谷新市線	福山市駅家町大字服部永谷八〇九番二地先から 福山市駅家町大字服部永谷八一四番二地先まで	平成十八年二月二十七日

広島県告示第百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
高須四丁目七地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市 町 村 地 番	番	標柱
広島市 西区高須四丁目	七番一三	標柱一号
" " " " " "	一〇五三番一七八	標柱二号から四号まで
" " " " " "	一〇五三番一四	標柱五号
" " " " " "	七〇番	標柱六号及び七号
" " " " " "	一〇五三番八	標柱八号
" " " " " "	一〇五三番五	標柱九号及び十号
" " " " " "	一〇番九	標柱十一号
" " " " " "	一〇番四	標柱十二号
" " " " " "	一〇五三番二二八	標柱十三号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
阿戸下地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市 町 村 地 番	番	標柱
広島市 安佐南区沼田町	大字 遊寺	甲二五五〇番
" " " " " "	阿戸 新出郷	二五二七番
" " " " " "	" " " "	二五二八番
" " " " " "	" " " "	二五二九番一及び二五二二
" " " " " "	" " " "	九番一
" " " " " "	内藤平	二〇七六番地先道路敷
" " " " " "	" " " "	標柱四号
" " " " " "	" " " "	標柱五号

急傾斜地崩壊危険区域の名称	伴下地地区	新出郷	二五二〇番一	地	先道路敷	標柱六号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	伴下地地区	甲二五三三番	甲二五三六番地	先道路敷	標柱七号	
		甲二五三九番地	甲二五三九番地	先道路敷	標柱八号	
		二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	先道路敷	標柱九号	
		甲二五四四番	甲二五四四番	先道路敷	標柱十号	
					標柱十一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称	伴下地地区	新出郷	二五二〇番一	地	先道路敷	標柱六号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	伴下地地区	甲二五三三番	甲二五三六番地	先道路敷	標柱七号	
		甲二五三九番地	甲二五三九番地	先道路敷	標柱八号	
		二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	先道路敷	標柱九号	
		甲二五四四番	甲二五四四番	先道路敷	標柱十号	
					標柱十一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称	伴下地地区	新出郷	二五二〇番一	地	先道路敷	標柱六号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	伴下地地区	甲二五三三番	甲二五三六番地	先道路敷	標柱七号	
		甲二五三九番地	甲二五三九番地	先道路敷	標柱八号	
		二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	先道路敷	標柱九号	
		甲二五四四番	甲二五四四番	先道路敷	標柱十号	
					標柱十一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称	伴下地地区	新出郷	二五二〇番一	地	先道路敷	標柱六号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	伴下地地区	甲二五三三番	甲二五三六番地	先道路敷	標柱七号	
		甲二五三九番地	甲二五三九番地	先道路敷	標柱八号	
		二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	二五四二番一、二五四二番二及び二五四二番三	先道路敷	標柱九号	
		甲二五四四番	甲二五四四番	先道路敷	標柱十号	
					標柱十一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称	三宅二丁目地区	新島山	一〇八三番	地		標柱三号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	三宅二丁目地区	一〇八二番一	一〇八二番一	地		標柱四号
		一〇八〇番	一〇八〇番	地		標柱六号
		四九二九番	四九二九番	地		標柱七号

急傾斜地崩壊危険区域の名称	三宅二丁目地区	新島山	一〇八三番	地		標柱三号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	三宅二丁目地区	一〇八二番一	一〇八二番一	地		標柱四号
		一〇八〇番	一〇八〇番	地		標柱六号
		四九二九番	四九二九番	地		標柱七号

急傾斜地崩壊危険区域の名称	三宅二丁目地区	新島山	一〇八三番	地		標柱三号
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	三宅二丁目地区	一〇八二番一	一〇八二番一	地		標柱四号
		一〇八〇番	一〇八〇番	地		標柱六号
		四九二九番	四九二九番	地		標柱七号

急傾斜地崩壊危険区域の名称	三宅二丁目地区	新島山	一〇八三番	地		標柱三号
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十六年十一月十八日広島県告示第千三百	三宅二丁目地区	一〇八二番一	一〇八二番一	地		標柱四号
		一〇七五番	一〇七五番	地		標柱二号
		一一〇八番	一一〇八番	地		標柱四号

七十六号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とする。

- 郡市 町 村 字 地 番
- 呉市 広三芦二丁目 八七五四番八 標柱一号
- 廣町 狸山 甲一七四九番 標柱二号
- 廣三芦二丁目 八七六〇番一 標柱三号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北山C地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成三年八月二十九日広島県告示第九百八十八号(北山B地区)(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成十六年三月二十五日広島県告示第四百六十二号(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Aで指定した土地に存する標柱八号と九号を結んだ線に存し、標柱二号は告示Aで指定した土地に存する標柱六号と同一とし、標柱七号及び八号は告示Bで指定した土地に存する標柱三号及び一号と同一とする。

- 郡市 町 村 地 番
- 廿日市市 宮内四丁目 一一九七番二 標柱一号
- 宮園二丁目 一三三五番二六 標柱二号及び三号
- 〃 〃 〃 一〇番一 標柱四号から六号まで
- 〃 〃 〃 一三三五番二〇 標柱七号
- 〃 〃 〃 一一九七番一七 標柱八号
- 〃 〃 〃 一一九七番二二 標柱九号

広島県告示第百八十八号

昭和五十五年広島県告示第六百二十八号(宮島公園の設置)の一部を次のように改正する。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

二中「広島県佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改める。  
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

広島県告示第百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第百六十九号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六二〇号福山駅大門線

三 事業施行期間

平成十二年三月二日から平成十八年十二月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第千五百三十六号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業六五二号福山駅南自転車駐車場

三 事業施行期間

平成十五年十二月十八日から平成十八年八月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第二百六十八号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二二二号平良駅通線

三 事業施行期間

平成十年二月十二日から平成十八年九月三十日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

広島県告示第九十二号

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年広島県告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表建築計画概要書等福山閲覧所の項中、「深安郡」を削る。

附則

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。



都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条

第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画駐車場七〇四号霞駐車場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画公園三・三・七〇二号中央公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画下水道福山公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

広島県知事 藤田雄山

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があった。

平成十八年二月二十七日

広島県広島地域事務所長 石原照彦

事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
広島市	中井原	区画整理事業	平成一八・二・八

豊田郡瀬戸町南生口土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年二月二十七日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

(就任役員)

職名	氏名	住	所
理事	杉原正也	尾道市瀬戸田町御寺七九九	
	杉原英樹	〃 六七〇	
	平田誠	宮原一〇九五	
	寺尾肇	〃 七八五	
	山本徳男	荻五二〇五・二	
	山本暢夫	〃 一三六六	
	宮本幸一	〃 七九八	
	奥川正徳	〃 七七四	
監事	植田厚司	御寺四六八	
		荻二六九〇・一	
理事	杉原正也	尾道市瀬戸田町御寺七九九	
	杉原英樹	〃 六七〇	
	平田誠	宮原一〇九五	
	岡田幹夫	〃 九九三	
	飯田照男	荻二五二六・一	
	山本暢夫	〃 一三六六	
	田坂幸夫	〃 八一九	
	奥川正徳	〃 七七四	
	寺岡明孝	御寺四六八	
		荻二六九〇・一	

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定によって、耕三寺博物館に係る博物館登録原簿の登録を次のとおり変更した。

平成十八年二月二十七日

広島県教育委員会

教育長 関

靖直

- 一 変更事項
  - 1 設置者の名称及び住所
  - 2 博物館の所在地
- 二 変更内容

区分	新	旧	変更年月日
設置者の名称及び住所	宗教法人耕三寺 尾道市瀬戸田町瀬戸田五 五三番地の二	宗教法人耕三寺 豊田郡瀬戸田町	平成十八年一月一日
博物館の所在地	尾道市瀬戸田町瀬戸田五 五三番地の二	豊田郡瀬戸田町	右に同じ

人事委員会規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第四号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一級の項中 「府中市立諸田小学校」を「府中市立諸田小学校」に改める。

学校三谷分校  
学校 に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成十八年三月一日から施行する。



## 公安委員会告示

## 広島県公安委員会告示第12号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年2月27日

広島県公安委員会  
委員長 宮 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
5P12222	告示の日 (平成18年 2月27日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R F イ ーハニー・ ソナーイ・ ジューン ズ T T 7	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 生市境野町六 丁目460番地)	左 同
5P1256	同 上	同 上	C R S A K P 0 0 4	同 上	左 同
5S0982	同 上	回胴式遊技 機	グリーニ チーオニ ツカ S	株式会社ビジネスイ 代表取締役 實田 久治 (東京都渋谷区渋谷3丁 目29番10号)	左 同
5S1070	同 上	同 上	B I S 0 0 1	同 上	左 同



# 広島県報

定期第15号  
付 録

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 平成十八年

### 一月分目録

定期 (第七号から  
第十一号まで)  
号外 (第十二号まで)

頁	号外	ページ	日
一	〇	一	四
二	〇	一	三
三	〇	一	三
四	〇	一	三
五	〇	一	三
六	〇	一	三
七	〇	一	三
八	〇	一	三
九	〇	一	三
一〇	〇	一	三
一一	〇	一	三
一二	〇	一	三
一三	〇	一	三
一四	〇	一	三
一五	〇	一	三
一六	〇	一	三
一七	〇	一	三
一八	〇	一	三
一九	〇	一	三
二〇	〇	一	三
二一	〇	一	三
二二	〇	一	三
二三	〇	一	三
二四	〇	一	三
二五	〇	一	三
二六	〇	一	三
二七	〇	一	三
二八	〇	一	三
二九	〇	一	三
三〇	〇	一	三
三一	〇	一	三
三二	〇	一	三
三三	〇	一	三
三四	〇	一	三
三五	〇	一	三
三六	〇	一	三
三七	〇	一	三
三八	〇	一	三
三九	〇	一	三
四〇	〇	一	三
四一	〇	一	三
四二	〇	一	三
四三	〇	一	三
四四	〇	一	三
四五	〇	一	三
四六	〇	一	三
四七	〇	一	三
四八	〇	一	三
四九	〇	一	三
五〇	〇	一	三
五一	〇	一	三
五二	〇	一	三
五三	〇	一	三
五四	〇	一	三
五五	〇	一	三
五六	〇	一	三
五七	〇	一	三
五八	〇	一	三
五九	〇	一	三
六〇	〇	一	三
六一	〇	一	三
六二	〇	一	三
六三	〇	一	三
六四	〇	一	三
六五	〇	一	三
六六	〇	一	三
六七	〇	一	三
六八	〇	一	三
六九	〇	一	三
七〇	〇	一	三
七一	〇	一	三
七二	〇	一	三
七三	〇	一	三
七四	〇	一	三
七五	〇	一	三
七六	〇	一	三
七七	〇	一	三
七八	〇	一	三
七九	〇	一	三
八〇	〇	一	三
八一	〇	一	三
八二	〇	一	三
八三	〇	一	三
八四	〇	一	三
八五	〇	一	三
八六	〇	一	三
八七	〇	一	三
八八	〇	一	三
八九	〇	一	三
九〇	〇	一	三
九一	〇	一	三
九二	〇	一	三
九三	〇	一	三
九四	〇	一	三
九五	〇	一	三
九六	〇	一	三
九七	〇	一	三
九八	〇	一	三
九九	〇	一	三
一〇〇	〇	一	三





○ 監査委員公表

平成十六年度包括外部監査結果に基づく措置状況

十一月例月出納検査の結果

広島県職員措置請求に係る勧告の内容及び監査の結果

監査の結果

十二月例月出納検査の結果

○ 正 誤

平成十八年一月十二日付け広島県報(号外)第二号中広島県公告の訂正

○ 人事異動

人事異動

二	三	三	"	三	二	四
				6	5	2
六	三	九	"	一	六	一